

## 変更登録（単位会移転）申請手続き注意事項

1. 「行政書士変更登録申請書」及び「同添付書類」をご予約のうえ提出してください。  
（予約先：大阪府行政書士会事務局 TEL：06-6943-7501）
2. 1部は日本行政書士会連合会（東京）に送付し審査を行い、1部は大阪府行政書士会にて保存します。
3. 書類に不備等のある場合は一切受付できませんのでご注意ください。
4. 「行政書士変更登録申請書」及び「同添付書類」は下記事項によく留意して提出してください。

### (1) 行政書士変更登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2通

- \* 日本行政書士会連合会所定の用紙を用いること。
- \* 『変更事項』の欄は変更のあった箇所のみ記載すること。
- \* 楷書で正しく記入すること。
- \* 申請書右上段の申請年月日は必ず記入すること。
- \* 『住所』は、住民票写し記載のとおりとし、郵便番号・都道府県名は省略せずに記入すること。また、丁目・番・号についても省略せずに記入すること。  
例えば「5番地4号」を「5の4」等と省略しないこと。
- \* 『事務所の所在地』は、郵便番号・都道府県名より字、町、番地まで記載し、ビル等の中に事務所を設置するときは、〇〇ビル△階□号室等と詳細に記入すること。
- \* 「行政書士の事務所」は、例えば、営業を認められない公営住宅、公舎、会社の一室で同僚と机をならべている場合等は、建物使用上の制限や行政書士の守秘義務等に違反し、法の主旨に抵触する恐れがあるのでそれらを事務所に使用しないようにすること。  
なお、自宅を事務所にする場合、一室を事務所にあてる等、依頼人の秘密を守るよう配慮すること。
- \* 『電話番号』は市外局番も必ず記入すること。
- \* 『職印』欄は認印では受けられません。必ず職印を押印すること。
- \* 『変更年月日』『変更の事由』は必ず記入すること。
- \* 申請書の記入事項を訂正又は削除、挿入した場合は、申請書の欄外余白に「何字訂正」又は「何字削除、何字挿入」と記入の上、押印すること。

### (2) 住民票写し（住所に変更がある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・2通（原本1・コピー1）

- \* 発行年月日が申請書提出日の3ヵ月以内のもの。

(3) 履歴書 . . . . . 2通

- \* 『現住所』は、略記せずに楷書で正しく記入すること。
- \* 『顔写真』は2部とも各1枚貼付しておくこと。
- \* 『最終学歴』は、最終の卒業校名、その所在地の市町村名までを記入する。  
中途退学者、専修学校等卒業者の場合は、その旨を学校欄に併記する。
- \* 『職歴』は、学校卒業後、現在まで中断期間がないようにすること。  
(無職、休職等も記載のこと)  
公務員の場合、所属部課ごとに記載する。(略歴可)
- \* 経歴に重大な偽りの記載をした場合は登録が取消されることがあるので注意すること。

(4) 事務所に関する書面 . . . . . 1通

- \* 下記①、②又は③に該当する書面を1部提出する。
- \* 発行年月日が申請書提出日3ヵ月以内のもの。
- ① 自己所有の場合(下記のいずれか)
  - (a) 当該建物の登記簿謄(抄)本
  - (b) 市区町村長発行の家屋評価証明書  
(共有者にある場合は共有者の氏名を備考欄に記載された証明書)

※権限証書〔前記(a)、(b)〕の地番と住居表示の番号とが一致していない場合、  
所定の「申立書」を提出する。  
※共有者がある場合、共有者の「使用承諾書」を提出する。
- ② 賃貸借契約の場合
  - \* 所有者の権限証書〔前記(a)、(b)〕及び賃貸借契約書の写し。  
(賃貸借契約書の原本は必ず提示すること)
  - \* 建物の所在場所・賃貸借期間・使用目的等の欄が未記入で使用権利書として不備なものについては必ず補正しておく。
  - \* 建物使用について用途制限があったり、営業が認められない建物を行政書士事務所として使用する場合は「使用承諾書」を貼付すること。  
(建物の所在地・使用者・試用期間・使用目的・使用範囲・承諾日が明記され、  
賃貸借契約書の契約者(貸主)の住所・記名・押印のあるもの。  
また、転貸の場合は、賃貸借契約書の契約者(貸主及び借主双方)の住所・記名・  
押印のあるもの。)
  - \* 合同・共同事務所等の形態をとる場合には「合同・共同事務所届出(2部)」「誓約書(1部)」を添付する。
- ③ 使用貸借契約の場合
  - \* 所有者の権限証書〔前記(a)、(b)〕及び貸主の「使用承諾書」を提出する。

(5) 事務所の位置図及び平面図 . . . . . 1通

- ① 位置図 (目標となる最寄駅、停留所等から事務所までの略図)
- ② 平面図 (間口・奥行・面積及び方位を記入すること)
  - (a) 事務所内の机・椅子等の配置を明らかにすること
  - (b) 合同・共同事務所の場合は他の事務所と混同されることなく明確に区分され、独立性を持った形態が確認できること

(6) 事務所の外観及び内部を示す写真 . . . . . 1通

- \* 写真はA4版の用紙に写真を貼付し簡単な説明を記入すること。
- ① 外観は事務所の全体写真及び入口付近の写真
- ② 内部は事務所内の机・椅子等の配置が明らかな内部全体の写真  
(一枚に写らなければ角度を変えて数枚にわたって写してください)

(7) 申請者の正面顔写真 (縦3cm×横2.5cm) . . . . . 6枚

- \* 申請日3ヵ月以内のもので無背景、色メガネを使用せず写したもの。  
裏面に氏名を記入すること。
- \* 顔写真6枚のうち、4枚は「履歴書2通」「会員届2通」に貼付すること。

(8) 会員証・行政書士証票の写し . . . . . 1通

(9) 会員届 (大阪府行政書士会会則施行規則第1号様式) . . . . . 2通

- \* 前記写真を各1枚貼付の上、日付欄は空けておくこと。

(10) 誓約書 (大阪府行政書士会会則施行規則第27号様式) . . . . . 1通

- \* 日付欄は空けておくこと

(11) 所属単位会発行の事務処理完了証明願 . . . . . 1通

- \* 所属単位会へ申請してください。(所属単位会より当会へ送付されます)

## 5. 手数料について

移転登録手数料 . . . . . ¥5,000—

大阪府行政書士会入会預り金 . . . . . ¥250,000—

※手続き完了後「大阪府行政書士会入会預り金」は入会金に振替させていただきます。

## ◆入会諸手続き（平成29年4月1日現在）

日本行政書士会連合会の『行政書士名簿』に変更登録が完了しますと大阪府行政書士会より連絡しますので、再度、下記ご持参の上、ご本人が手続にお越してください。

### ○持参するもの

- ① 入会必要諸物件費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ¥10,000—  
（行政書士徽章をお持ちの場合・・・・・・・・・・ ¥7,000—）
- ② 会費（月額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ¥5,500—
- ③ 大阪行政書士政治連盟会費（月額）・・・・・・・・・・ ¥750—  
大阪行政書士政治連盟は、特定の党派、派閥には属さず行政書士法の改正運動のために活動しています。
- ④ 預金口座振替依頼書  
自動振替にご協力ください。

会費は入会月が { 4・7・10・1月の場合は3ヵ月分  
5・8・11・2月の場合は2ヵ月分 } となり  
6・9・12・3月の場合は1ヵ月分 }

入会月が { 4・5・6月の方は7月  
7・8・9月の方は10月 } より自動振替となります。  
10・11・12月の方は1月  
1・2・3月の方は4月 }

- ⑤ 職印

様式第17号 (第17条関係)

### 行政書士変更登録申請書

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会 長

殿

登録番号 第 号

登録年月日 昭・平 年 月 日

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

氏 名

職印

登録を受けた事項に下記のとおり変更が生じたので、行政書士法第6条の4の規定により変更の登録を申請します。  
記

変更事項		該 当 項 目			
<input type="checkbox"/>	属 性	新	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人		
		旧	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人		
<input type="checkbox"/>	ふりがな	新	旧		旧姓使用の有無
	氏 名				
<input type="checkbox"/>	本 籍	新			
		旧			
<input type="checkbox"/>	住 所	新	〒( ) Tel( - - )		
		旧	〒( ) Tel( - - )		
<input type="checkbox"/>	事務所の名称	新	※1 (法人番号: )		
		旧	(法人番号: )		
<input type="checkbox"/>	事務所の所在地	新	〒( ) Tel( - - )		
		旧	〒( ) Tel( - - )		
<input type="checkbox"/>	※2 主たる事務所の所在地	新	〒( ) Tel( - - )		
		旧	〒( ) Tel( - - )		
変更年月日	年 月 日	変 更 事 由			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること

注) . 申請書は、所属行政書士会 (所属行政書士会の変更を伴う事務所の変更の場合には、変更後に所属する行政書士会) を経由して提出すること

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

受付番号 ( )

様式第17号 (第17条関係)

### 行政書士変更登録申請書

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会 長

殿

登録番号 第 号

登録年月日 昭・平 年 月 日

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

氏 名

職印

登録を受けた事項に下記のとおり変更が生じたので、行政書士法第6条の4の規定により変更の登録を申請します。  
記

変更事項		該 当 項 目				
<input type="checkbox"/>	属 性	新	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人			
		旧	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人			
<input type="checkbox"/>	ふりがな 氏 名	新		旧		旧姓使用の有無 有・無
		旧				
<input type="checkbox"/>	本 籍	新				
		旧				
<input type="checkbox"/>	住 所	新	〒 ( ) TEL ( - - )			
		旧	〒 ( ) TEL ( - - )			
<input type="checkbox"/>	事務所の名称	新	※1 (法人番号: )			
		旧	(法人番号: )			
<input type="checkbox"/>	事務所の所在地	新	〒 ( ) TEL ( - - )			
		旧	〒 ( ) TEL ( - - )			
<input type="checkbox"/>	※2 主たる事務所の所在地	新	〒 ( ) TEL ( - - )			
		旧	〒 ( ) TEL ( - - )			
変更年月日	年 月 日	変更事由				

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること

注) . 申請書は、所属行政書士会 (所属行政書士会の変更を伴う事務所の変更の場合には、変更後に所属する行政書士会) を経由して提出すること

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

受付番号 ( )



~			
~			
~			
~			
~			

<b>行政書士事務所</b>	
所在地	市区町村名のみ                      [事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問)      約      分]
形態	1. 自宅兼事務所    2. 自宅以外の独立事務所    3. 共同・合同事務所    4. 法人内事務所 注) 合同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
使用権	1. 自己所有            2. 親族所有            3. 賃貸借契約            4. 使用貸借契約
<b>行政書士業務の遂行について</b>	
行政書士法第6条の2第2項第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。	
上記のとおり相違ありません。	
平成      年      月      日	
氏 名	印
注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。	

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがあるので注意すること。

(行政書士会) 受 付 欄
------------------





~			
~			
~			
~			
~			

<b>行政書士事務所</b>	
所在地	市区町村名のみ [事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問) 約 分]
形態	1. 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 注) 合同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
使用权	1. 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用貸借契約
<b>行政書士業務の遂行について</b>	
行政書士法第6条の2第2項第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。	
上記のとおり相違ありません。	
平成 年 月 日	氏 名 印
注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。	

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがあるので注意すること。

(行政書士会) 受付欄
----------------

# 申 立 書

平成 年 月 日

大阪府行政書士会会長 殿

住 所  
氏 名

職印

下記の甲、乙は、同一場所であることを申立てます。

## 記

(甲) 建物登記簿上の事務所所在地

所 在 : \_\_\_\_\_

家屋番号 : \_\_\_\_\_

(乙) 住居表示上の事務所所在地

住 所 : \_\_\_\_\_

# 使用承諾書

私（当社）の所有・賃貸する下記の家屋を、あなたが行政書士の業務を行う事務所として使用することを承諾します。

記

1、建物の表示 所在地  
家屋番号  
構造  
床面積

2、使用期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

以上

平成 年 月 日

承諾者 住所

氏名

印

(所有者または賃貸人)

(法人の場合は代表者氏名)

使用者 住所

氏名

殿

注意：印は賃貸借契約書に押印したものと同一のものを使用

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会 長 遠田 和夫 殿

登録申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
事務所  
所在地 \_\_\_\_\_  
事務所電話番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 職印

共 同  
事務所届出  
合 同

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

- 1 事務所所在地
- 2 事務所設置者名

資 格	氏 名	印又は職印	備 考

- 3 事務所諸経費の分担方法

以上

[他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合]

## 誓 約 書

大阪府行政書士会  
会長 高尾 明 仁 殿

住所：

氏名：

職印

今回、貴会に変更登録申請するに当たり、他の士業者(行政書士を含む)と同一の場所に事務所を設置しますが、個人事務所であることを認識し、雇用されたり名義を貸したりせず、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

### 記

1. 表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
2. 同一場所に事務所を設置する他の士業者からも業務内容を守秘します。
3. 業務の受託および報酬の收受は、依頼者と直接行います。
4. 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
5. 取扱業務についての帳簿を備えつけ、記載・管理いたします。

以上

(写真貼付)

縦 3 cm  
横 2.5 cm

大阪府行政書士会

会長 高尾 明仁 殿

氏名



# 会 員 届

大阪府行政書士会会則施行規則第2条の規定により、会員として下記事項をお届けいたします。

属 性	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人		
フリガナ 氏 名			
本 籍	都 道 府 県	年 月 日 生	男 女
住 所	〒		
	TEL		
事務所の名称	[ 法人の場合 主・従 たる事務所 ]		
事務所の所在地	〒		
	TEL	FAX	
	E-mail		

◇属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合

主たる事務所の所在地、法人名称	〒		
	TEL	FAX	

◆事務局記入欄◆

会員番号	登録番号	備考	
所属支部	登録年月日	年 月 日	

\*添付書類 : 登録証写 1部 、 写真1枚 、 誓約書1部 、 事務所地図





(写真貼付)

縦 3 cm  
横 2.5 cm

大阪府行政書士会

会長 高尾 明仁 殿

氏名



# 会 員 届

大阪府行政書士会会則施行規則第2条の規定により、会員として下記事項をお届けいたします。

属 性	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人		
フリガナ 氏 名			
本 籍	都 道 府 県	年 月 日 生	男 女
住 所	〒		
	TEL		
事務所の名称	[ 法人の場合 主・従 たる事務所 ]		
事務所の 所在地	〒		
	TEL	FAX	
	E-mail		

◇属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合

主たる事務所 の 所在地、 法 人 名 称	〒		
	TEL	FAX	

◆事務局記入欄◆

会員番号	登録番号	備 考	
所属支部	登録年月日	年 月 日	

\*添付書類 : 登録証写 1部 、 写真1枚 、 誓約書1部 、 事務所地図



平成 年 月 日

大阪府行政書士会

会長 殿

事務所の  
所在地

氏名

印

## 誓 約 書

私は、大阪府行政書士会会員として、行政書士法並びに関係法令及び大阪府行政書士会会則等を常に遵守することを堅く誓約いたします。

なお、違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

# 事務処理完了証明願

平成 年 月 日

行政書士会  
会長 殿

登録番号  
住 所  
事務所の  
所在地  
氏 名

職印

事務所移転にともない所属単位会が変更になりますので、お届け致します。

なお、行政書士会変更申請に必要ですので、単位会変更の事務処理完了証明をお願いします。

## 記

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1 変更先単位会 | _____行政書士会        |
| 2 会費納入   | 平成____年____月分まで完納 |
| 3 会員証等返還 | 単位会変更後速やかに貴会に返還   |
| 4 その他諸手続 |                   |

\_\_\_\_\_  
上記のとおり 当単位会における事務処理がすべて完了していることを証明します。

平成 年 月 日

行政書士会

会長

印

様式第1号

(規約施行規則第2条関係)

平成 年 月 日

大阪行政書士政治連盟  
会長 殿

事務所所在地

大阪府行政書士会会員番号

氏名

印

## 大阪行政書士政治連盟 入会届

私は、行政書士制度の維持・発展および行政書士の職域確保・拡大、社会的地位向上を目指すという大阪行政書士政治連盟の趣旨に賛同し、貴連盟に入会いたします。

なお、政治連盟会費は、大阪府行政書士会会費と同時に徴収されることについて同意します。

※本入会届記載時点で大阪府行政書士会の会員登録が未了のため、大阪府行政書士会会員番号を記載することができません。会員番号が確定次第、会員番号を大阪行政書士政治連盟書記局（大阪府行政書士会事務局が書記局業務を受託）において補充することを承諾します。

※『大阪行政書士政治連盟』は、日本行政書士政治連盟の会員です。

(日本行政書士政治連盟規約第5条)

### 参考条文

#### 大阪行政書士政治連盟規約

(目的)

第3条 本連盟は、大阪府行政書士会と連携して行政書士の政治意識を高揚し、行政書士制度の確立と権益の擁護を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業) <抜粋>

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 行政書士制度の充実発展を期するための政治活動
- 行政の円滑な推進を期するための政治活動
- 行政書士の社会的経済的地位の向上を期するための政治活動
- 行政書士の権益の擁護を図るための政治活動

(組織) <抜粋>

第5条 本連盟は、大阪府行政書士会に登録（入会）している行政書士を会員として組織する。ただし、個人会員本連盟会費未納者を除く。

#### 大阪行政書士政治連盟規約施行規則<抜粋>

(入会)

第2条 規約第5条の規定により本連盟に入会しようとする者は、入会届（様式第1号）を提出しなければならない。